

通知日 平成 24 年 5 月 24 日

平成 24 年度 林野庁補助事業 地域材供給倍増事業
公共建築物等への地域材の利用促進及び木質バイオマスの利用拡大のうち
木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援

募 集 要 領

株式会社 森林環境リアライズ（事務局代表）
株式会社 富士通総研
環境エネルギー普及 株式会社

はじめに

株式会社森林環境リアライズ、株式会社富士通総研、環境エネルギー普及株式会社（以下、3社という。）は、「地域材供給倍増事業（公共建築物等への地域材の利用促進及び木質バイオマスの利用拡大のうち木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援）による事業（以下、本事業という。）において、新たに木質バイオマス利用施設の導入を希望する地方公共団体や民間事業者等を下記のとおり募集し、施設導入に向けた指導を実施します。

なお、本事業は、平成24年度林野庁補助事業「地域材供給倍増事業（公共建築物等への地域材の利用促進及び木質バイオマスの利用拡大のうち木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援）」に3社が農林水産大臣より補助金交付の決定を受け、株式会社森林環境リアライズ（以下、当社という。）が事務局代表となり募集するものです。

第1 趣旨

森林・林業再生プランに掲げる「木材自給率 50%以上」という目標を達成し、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するためには、木材産業の活性化とともに、「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進により住宅のみに依存しない需要構造の構築や、木質バイオマスを含めた地域材利用を促進するための実需の拡大を図る必要があります。このため、本事業では木質バイオマスの利用拡大の取組みを行います。

また、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギー拡大の必要性が改めて認識されるようになりました。欧州では再生可能エネルギー利用の5割近くを木質バイオマスが占めており、再生可能エネルギーで最大のシェアを誇っています。欧州よりも森林率が高く、蓄積も多い我が国において、木質バイオマスエネルギーの潜在的な可能性は、欧州以上といえます。

しかし、我が国においては再生可能エネルギー利用の歴史は浅く、バイオマスに関しても現場レベルでの利用の試みは増えてきてはいるものの、試行錯誤が続いているのが実態です。

今後の木質バイオマス利用拡大に向けては、供給体制整備と並行して、需要サイドの体制整備が不可欠です。このため、バイオマス利用の原則を整理・体系化して、理論・技術の共有化を図るとともに、それに基づいたモデル事例を広げていくことが、今最も求められています。

以上のことから、本事業では、新たに木質バイオマス利用施設の導入を希望する地方公共団体や民間事業者等を募集し、施設導入に向けた技術など、具体的な事業化に結び付ける支援を行います。

第2 助成による技術支援内容

本事業による技術支援は、「木質バイオマス利用システム最適化調査」における国内外の理論・技術の分析と優良事例等を適宜活用し、現地調査を含めた森林資源把握や燃料種、ボイラー機種など、地域条件に応じた最適なシステム提示など施設導入に向けた技術支援を行います。

なお、施設導入に向けた技術支援一例は、表1に示すとおりですが、応募者の要望を、企画運営委員会で審査し支援の可否を決定します。

支援体制は3社が事務局となり、協力会社、並びに企画運営委員、アドバイザーの協力のもと、専門とする分野別に専門チームを構成して行います。

表1 施設導入に向けた技術支援一例

技術支援項目	技術支援内容
・燃料の供給	・地域資源量と現状の木質バイオマス燃料の供給可能量試算など ・供給側の林業事業者との地域連携支援など ・チップ製造（乾燥、燃料規格・サイズ、製造機器、運搬・管理）技術など
・燃料種とボイラー機器	・利用エネルギー量試算や、熱利用等の掘り起こしコンサルティングなど ・エネルギー量に対比する燃料種と機器、最適なシステム設計指導など
・指導研修会等	・実務的なテキスト、優良事例集、新たなモデル事業の提案を例示した、指導研修会等による人材の育成など ・事業に伴う資金計画、地域ファンド構築、金融機関との連携支援など
・事業性評価	・コスト計算方法、投資判断基準など
・地域合意形成に向けた支援	・地域エネルギービジョン構築と住民合意形成のためのワーキング支援など

第3 応募者要件

(1) 応募者要件（応募資格）

新たに木質バイオマス利用施設の導入及び既存施設の改良・改善を希望する地方公共団体や民間事業者等であり、次の①、②、③の何れかの条件に該当し、④、⑤、⑥、⑦の要件を満たすものとします。

- ① 新たに木質バイオマス利用施設を導入する意思があり、本事業における技術支援が必要であり望んでいること。また、事業実施予定地等の目処を有していること。
- ② すでに木質バイオマス利用施設を導入するための基本計画や事業補助申請があり、本事業における技術支援が必要であり望んでいること。
- ③ すでに導入している木質バイオマス利用施設において経済性等の課題を有し、本事業における技術支援により、施設の改良・改善を実行する意思があること。
- ④ 地域の森林など木質バイオマスの現況把握がある程度なされ、森林資源の循環利用など継続的な木質バイオマス資源の利用が見込まれること。
- ⑤ 木質バイオマスの供給やエネルギー利用について、地域との連携が図れること。
- ⑥ 定款、寄付行為又は規約を有し、本事業に係る協定事務等について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑦ 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に同意すること。

※ 複数の事業者による共同実施体制により応募する場合は、代表となる1者が応募して下さい。

(2) 技術支援の対象となる期間

技術支援決定の日から平成25年1月31日(金曜日)までとします。

(3) 助成の対象となる内容の範囲

助成の対象となる技術支援については、前掲の表1を参考としてください。なお、表1以外の項目及び内容については、企画運営委員会で審査し支援の可否を決定します。

1件の取り組みについては、300万円程度(現地調査旅費を含む)を限度とします。なお、地域における会議等で使用する会場費などは支援事業で助成することが可能です。

第4 応募方法等

(1) 応募表明

本事業に応募を希望する場合は、技術支援申請書提出表明書(別紙様式第1号)を作成し、平成24年6月8日(金)17時までに、第5に示す問い合わせ先に提出して下さい。提出方法は、郵送・運送またはFAXの何れかとします。郵送・運送にて提出される場合、書留もしくは宅急便等の配達記録が残る方法で発送して下さい。

(2) 応募申請

(1)の技術支援申請書提出表明書を提出された方は、技術支援申請書(別紙様式第2号)及び必要となる提出書類を作成し、平成24年6月22日(金)17時(必着)までに、第5に示す問い合わせ先に提出して下さい。提出方法は、郵送・運送のいずれかとします。書留もしくは宅急便等の配達記録が残る方法で発送して下さい。応募書類は原則としてワープロ等で作成して下さい。

(3) 応募に当たっての留意点

- ① 提出していただいた応募書類一式は返却いたしません。また、提出した内容の変更又は取り消しはできません。
- ② 応募要件を満たさない者が提出した応募書類は無効とします。また、応募書類の記載内容が事実と異なる場合は、応募書類を無効とすることがあります。
- ③ 応募書類の作成・応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ④ 以下の取り組みは、本事業の対象となりませんので、注意して下さい。
 - (ア) 他の「平成24年度林野庁補助事業(地域材供給倍増事業)」における補助金を受け、又は受ける予定のある取り組み。
 - (イ) 本事業による成果について、その利用を制限し公益の利用に供しない取り組み。
 - (ウ) 営利目的の活動や活動対象が応募者の会員等に限定された取り組み。
- ⑤ 応募に当たって当社が取得した個人情報、当社が厳重に保管し、原則として応募者の許諾無く第三者に開示・提出いたしません。ただし、助成対象として選定された取り組みの申請団体名、技術支援の内容については3社のホームページなどで随時、公開を予定していますので、あらかじめご承知おき下さい。

(4) 応募から事業実施までのスケジュール

表2 事業工程

応募期間	平成24年5月24日～6月22日	申請様式等は、当社ホームページからダウンロードできます。 http://www.f-realize.co.jp/w-biomass/
審査・選定	6月22日～7月6日	3社が設置する外部の有識者を交えた企画運営委員会による審査を行った上で、技術支援を行う事業体等を選定します。 なお、必要に応じて、企画運営委員会の審査前に事務局がヒアリングを行うこともあります。
事業実施	7月17日～平成25年1月31日	期間内に技術支援を完了します。

第5 応募に関する書類の提出先及びお問合せ先

お問い合わせは、基本的にメールまたはFAXでお願いします。

メールによるお問い合わせはホームページ上の木質バイオマス専用フォームをご利用ください。電話の場合は、平日（月～金）の9：00～17：00の間をお願いします。

木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援 事務局代表



株式会社 森林環境リアライズ

〒064-0821 札幌市中央区北1条西21丁目3-35

Tel：011-699-6830 Fax：011-699-6831

E-mail：w-biomass@f-realize.co.jp

ホームページ：http://www.f-realize.co.jp/w-biomass/

第6 審査・選定

(1) 審査方法

3社が設置する外部の有識者を交えた企画運営委員会による審査を行った上で、技術支援を行う団体等を選定します。

審査・選定は書面審査で実施します。企画運営委員会及び選定過程は非公開とします。

なお、審査・選定の過程で、必要に応じて事務局から応募者に対して、提出内容に関するヒアリング等を行う場合があります。

(2) 主な審査のポイント

審査は応募者の現状を踏まえて、総合的に選定を行います。

審査項目	審査ポイント
1.応募者の意識	<ul style="list-style-type: none"> • 新たに木質バイオマス利用施設を導入する意思があり、本事業における技術支援が必要であり望んでいること。 • すでに木質バイオマス利用施設を導入するための基本計画や事業補助申請があり、本事業における技術支援が必要であり望んでいること。 • すでに導入している木質バイオマス利用施設において経済性等の課題を有し、本事業における技術支援により、施設の改良・改善を実行する意思があること。
2.技術支援予定地等の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 事業実施予定地等（計画段階または既存施設）の目処を有しているか。 • 事業実施に伴う立地条件や施設設置に対する規制等を把握しているか。 • エネルギー供給対象や需要量などの見込みがあるか。特に熱需要の状況を把握しているか。
3.地域の森林、木質バイオマス資源の現状など	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の森林など木質バイオマスの現況把握がある程度なされ、森林資源の循環利用など継続的な木質バイオマス資源の利用が見込まれるか。 • 木質バイオマスの安定的な供給を可能にする地域（市町村、林家、森林組合、製材工場等）との連携が図れるか。
4.木質バイオマス施設導入への実現性と普及	<ul style="list-style-type: none"> • 新たなエネルギー利用や木質バイオマス施設導入に際し、地域との合意形成の見通しがあり、導入に支障となる案件やその可能性はなく、地域との連携が見込めるか。 • すでに導入している木質バイオマス利用施設がある場合、現時点での課題や問題点がある程度把握しており、改良・改善後の運用方針など計画性があるか。 • 技術支援による指導内容等を事業計画等がある場合、反映させることが可能か。 • 技術支援を望む事業の事業資金の見通しを持っているか。 • 事業支援により他地域への普及など事業効果が期待できるか。
5.事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> • 事業に取り組むための長期的な組織体制・人員配置が見込めるか。 • 支援事業に取り組むための組織・人員配置を有し、かつ、技術支援を行う専門チームに対し、地域での調査、ヒアリング、情報提供、指導研修会等で円滑に支援を受けることのできる体制を有しているか。
6.その他	<ul style="list-style-type: none"> • 他の優位点があるか。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、当社より応募者に文書で通知します。また、選定された事業体の名称は当社ホームページ等で公開いたします。

第7 技術支援を受ける事業実施主体に係る責務及び事務局等の免責事項等

技術支援を受ける事業実施主体は、専門チームの受け入れ、成果の公表等について責任を持たなければなりません。

- 選定に関する通知を受けた事業実施主体は、3社の代表者（当社）と技術支援に関する協定を締結していただきます。
- 協定締結後、技術支援を行う専門チーム及び3社から技術支援に関する協力を求められたときは、円滑な事業推進のため、必要資料やデータ提出等の要請に協力していただきます。
- 事業実施主体の協力が不十分で、再三の要請にも応じず専門チームの活動に支障をきたし、今後の技術支援活動の継続が困難と判断された場合は、技術支援を中止するとともに、該当技術支援活動に要した経費を事務局代表に支払う必要があります。
- 技術支援により得られた知見に基づき、事業実施主体は施設導入に向けた木質バイオマス施設導入計画（案）を作成し、事業実施期間内に提出していただきます。
- 林野庁ならびに3社は、技術支援の内容、報告のあった成果を無償で活用できるほか、事業実施主体等の承諾を得て公表できるものとします。
- 本事業における技術支援は、技術支援の対象となる期間において、事務局および企画運営委員、技術支援を行う専門チーム等（以下、事務局等という。）が行いますが、技術支援対象期間以降の施設導入および導入後の運用等は事業実施主体で行って頂きます。従って、事務局等は技術支援の対象期間以降に発生した事業実施主体の損失や損害に対して一切の責任を負えません。

第8 技術支援の全体イメージ

技術支援の、募集・応募から完了までの流れについて、図1に模式的に示します。

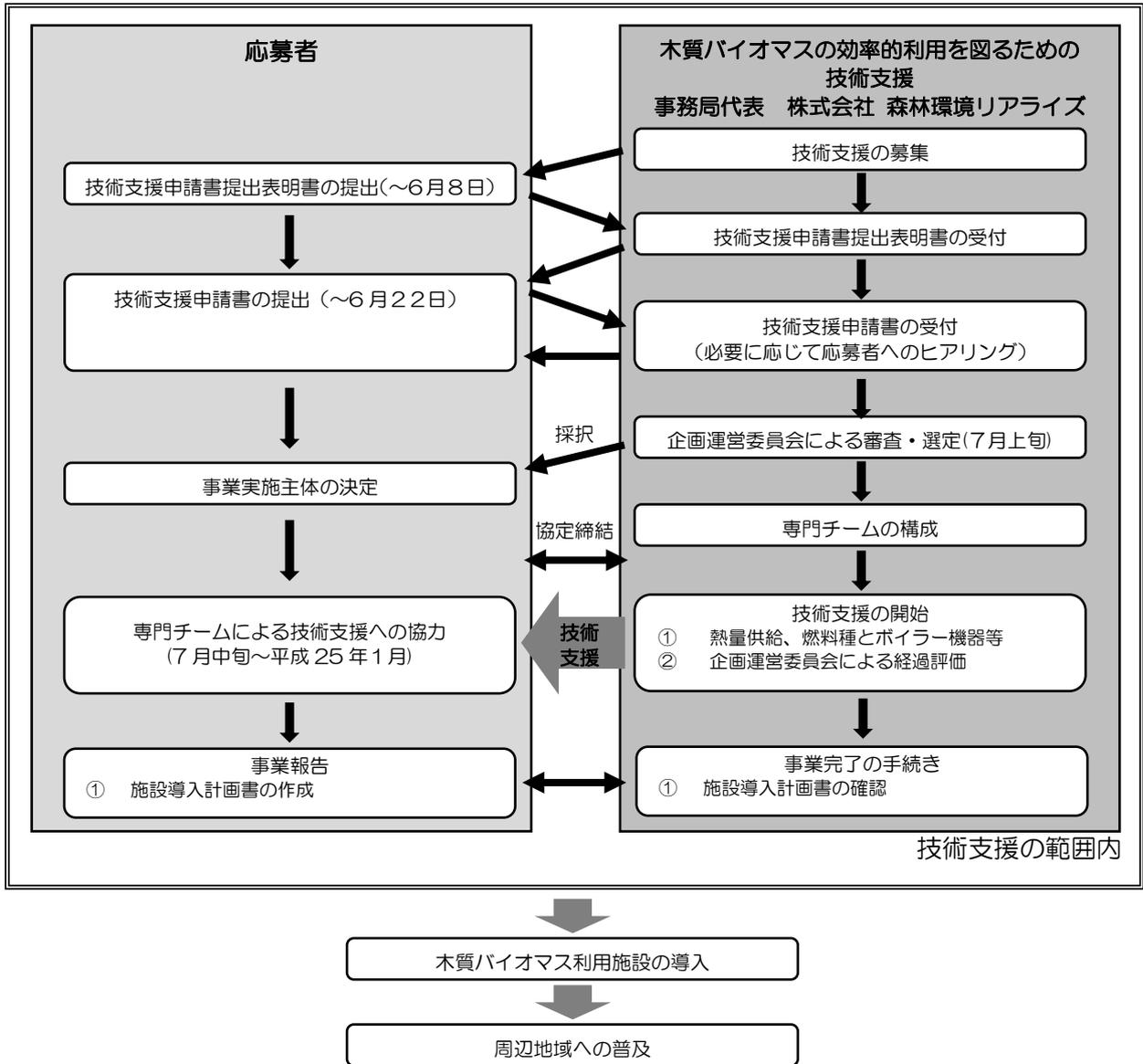


図1 事業の進め方

暴力団排除に関する誓約事項

当法人（団体である場合は当団体）は、下記1及び2いずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、支援事業体等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 技術支援協定の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時協定を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 技術支援協定の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて協定担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、技術支援申請書提出表明書の提出をもって誓約いたします。